

感染症の予防及びまん延防止のための指針並びに 感染症発症時における業務継続計画

1. 基本方針

角田市地域包括支援センター（以下「事業所」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じつつ、必要なサービス提供を継続することができる体制を整備し運用できるよう指針及び計画（以下「指針等」という。）を定める。

※ 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこと及び感染症発症時における業務継続計画については、指針と密接に関連していることから指針と業務継続計画を一体的に作成することで効率的に推進を図ることとしている。

2. 注意すべき主な感染症

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- (1) 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
- (2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症

3. 平常時の対策

事業所は、利用者等の健康と安全の確保及び業務継続ため、平常時の対策は次のとおりとする。

- (1) 利用者等の健康管理
- (2) 標準的な感染予防策
- (3) 事業所内の衛生管理
- (4) 業務のマニュアル化等による標準化

4. 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 角田市への報告
- (4) 保健所及び医療機関との連携

5. 感染症発生時における業務継続計画

(1) 趣旨

集団感染を起こす可能性がある感染症（前記2（1）参照。以下「新型コロナ等」という。）による感染者が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために実施すべき事項を定める。

(2) BCPの発動基準

事業所内で新型コロナ等の感染者が職員の1/3以上発症した場合又は、1/3以上が発症することが見込まれるときには、サービス提供を継続するために下記（3）及び（4）の対応を実施するものとする。なお、このことをBCPの発動という。

(3) 行動基準

感染拡大を防止するために次を行う。

- ・発症者は、他人に感染させるリスクが高い期間が過ぎるまでは出勤しない。
- ・職員は、体調確認を随時行う。
- ・職員は、体調がすぐれない場合又は発症者と濃厚接触しているなど感染の疑いが強い場合は、出勤を控える。

(4) 優先業務

職員数が不足する中でも、相談窓口業務がストップすることがないように他の業務の延伸等で仕事量を調整する。

なお、出勤可能な職員数の状況を見て、徐々に業務を再開するものとする。

事業	優先	説明
総合相談及び支援事業	○	相談窓口業務がストップしないようにする。職員が不足する場合は、介護支援課へ協力を依頼する。
第1号介護予防支援事業		延伸可能な業務は延伸
指定介護予防支援事業		延伸可能な業務は延伸
包括的かつ継続的なケアマネジメント支援事業		延伸可能な業務は延伸
一般介護予防事業		延伸可能な業務は延伸
権利擁護事業		延伸可能な業務は延伸

6. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、感染防止に関する措置を適切に実施するために以下の事項を定めることとする。

- (1) 委員会の責任者は地域包括支援センター所長とする。また、専任の感染対策の担当者（以下「感

染対策担当者」という。)をおく。

(2) 委員会は、おおむね6月に1回以上かつ必要な場合に責任者が招集する。

(3) 委員会では、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① 事業所内感染対策
- ② 指針等の更新
- ③ 利用者及び職員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・訓練等の実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

7. 職員に対する研修の実施

事業所は勤務する職員に対し、感染症対策の知識の普及、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行、業務継続計画の理解を目的とし「感染症対策に関する研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

(2) 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年1回以上実施する。

(3) 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

8. 指針等の閲覧

指針等は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附 則

この指針等は、令和6年3月18日から施行する。

附 則

この指針等は、令和6年4月1日から施行する。